

様式第 4 号

令和 8 年度 第 1 回
桐生市公共工事等入札監視委員会会議録

開催期日	令和 8 年 7 月 6 日(月) 13:20～14:42
開催場所	桐生市役所 第 1 特別会議室
出席委員	委 員 長 内田 光人 (弁 護 士) 委員長代理 目崎 有紀 (税 理 士) 委 員 本島 邦行 (群馬大学教授)
市側出席者	総務部長、市民生活部長、都市整備部長、都市整備部参事、 地域振興整備局長、水道局長、他 約 30 名
	今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。 1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である目崎委員長代理から次のとおり抽出結果の報告があった。 (抽出結果報告) 令和 7 年度下半期に発注した工事 91 件、測量コンサルタント等の委託 5 件の中から、入札金額・落札率などを考慮し、7 件を抽出した。 2. 抽出事案の審議 審議概要は、下記のとおり。 3. その他 ・桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会について、報告をした。 ・事務局より委員の任期が 11 月 30 日で終了することを報告した。

委員	担当課及び事務局
1. 一者随意契約 2 号炉耐火物及びごみクレーン横行用インバーター修繕 清掃施設〈担当：清掃センター〉 〈工事概要〉 （市単）①炉内不定形耐火物補修 10.0 m²、②炉内目地補修 150m、③No. 1 ごみクレーン横行装置用インバーター更新 1 台 ○清掃センターには、炉はいくつあるか。 ○3つの炉の設置自体が今回の受注業者か。 ○このような修繕をするのは、いつも設置した業者との随意契約になるのか。 ○保守点検自体も、設置した業者か。 ○炉内のボイラー水管やクレーンのインバーターは大体耐用年数がどのくらいあるのか。 ○他の炉もこういった保守点検管理の計画はあるのか。 ○受注者の特殊技術が採用されているとあるが特殊技術というのは、特許があるか。 ○他の業者でも対応できる部分があるのではないか。 ○同じような施工ができないというのは他の業者だと全くその補修ができないということか。	●3 炉。 ●はい。 ●はい。 ●はい。 ●炉の状況によって、若干違うが、水管は3年から5年ぐらいで、インバーターについては10年である。 ●はい。計画的に行っている。 ●特許については、物によってはあるが、今回の製品は、特許製品ではない。 ●今回のように焼却炉自体は、受注業者が設計しているので焼却炉に係る部分については他のメーカーでは同じような施工はできないので、随意契約になってしまうという状況である。 ●形状やその製品の仕様は、受注者がメーカーに作らせたりするといった意味では独自の技術を使っているので、他ではできないと考えている。

○他の自治体でも、焼却炉を直すときは、最初に作ったメーカーにずっとお願いし続けているのか。 ○炉の構造の図面やコンピューターシステムのプログラミングなどの設計図的なものがあったとしても難しいものか。 ○相手方の言い値にならないように金額を抑える工夫はしているのか。 ○（委員長）説明どおりでよろしいか。 ○（委員長代理・委員）了承 2. 指名競争入札 測量設計業務委託 土木関係建設コンサルタント業務（担当：土木課） 〈工事概要〉 （市単）スクリーウエイト貫入試験 L=6.0m、 CBR試験 N=3箇所 ○スクリーウエイト貫入試験とは、どのようなもので、どのような目的で行うものか。 ○入札参加資格を有する専門業者は何社か。	●県内4市の4施設については随意契約である。 ●できなくはないが、その分、費用もかさむし、効率的ではないと考えている。 ●設計については刊行物の設計基準を採用して設計している。特殊製品については、見積もりがないと金額はわからないので、そういったものはメーカーからの見積もりになるが、過去の実績などを考慮し設計をして査定をしているという状況である。 ●スクリーウエイト貫入試験は、先端がスクリー形状になっているロッドに対し、段階的に荷重を載荷し、貫入量および回転数を測定することで、現位置における土の硬度や締まり具合を評価するもので、本試験により、現地の地層構成や深さを確認でき、擁壁など構造物の沈下を防ぐための地盤改良工事が必要かどうかを判定する。目的は、道路新設工事の設計にあたり、現地盤の性状を的確に評価し、試験結果に基づいた舗装構成の決定をするために、地盤調査としてスクリーウエイト貫入試験と、今回 CBR 試験を実施している。 ●市内に所在地を有する建設コンサルタントのうち、地質調査を登録している建設コンサルタント業
--	--

○金額は労務費が一番大きくなるのか。 ○契約変更があったが、どのような変更があったのか。 ○落札率 54.97%は、労務費で削っているということか。 ○土木工事の場合と比べ、コンサル関係の場合は、結構大きい落札率の差があるというのは、どのように考えているのか。 ○最低落札価格が原因で、それ以外の原因は特にないという理解か。 ○落札率が低いときの質の担保として事後的に調査や確認をしているのか。 ○（委員長）説明どおりでよろしいか。 ○（委員長代理・委員）了承	者が3社、その他県内に85社、そのうち市内業者3社と、県内業者からも地理的条件を考慮して2社を選定して、合わせて5社を選定している。 ●試験に係る費用が主になっている。あと、コンサルタント業者との打ち合わせの費用も含まれている。書類や、その試験結果の報告書の作成費用も含まれる。 ●スクリーウエイト貫入試験において、当初は3か所で各2mの計6mを想定し、設計していたが、貫入不能となる位置が2mに満たない箇所が発生したため当初6mで見込んだものが4.4mでしかできなかったなので、減額変更した。 ●業者が企業努力という形で多少安くても儲けが出るという判断で安く落札していると思う。 ●一般の工事の場合は、最低落札価格が決まっているので、50何%などで入れると失格になってしまうから、一般工事では、こんなに安い金額というのはあり得ない。 ●はい。 ●補足で、今回の件がそうだということはもちろんないが、労務費のダンピングの可能性も考えられる中、桐生市では工事にしか最低制限価格を設けてないので、労務費のダンピングを防止するため、今後、測量・コンサルタントを含めて、できれば最低制限価格を設けていきたいと考えている。 ●今回の業務委託では、写真などの検査結果の報告で確認している。その検査の結果、特に問題はなかった。
--	--

3. 指名競争入札 ミニレールトロリー交換工事 機械器具設置〈担当：公園緑地課〉 〈工事概要〉 ミニレールトロリー交換 L=583.8m ○価格からすると、5 者以上の選定をしなければならないと思うが、この工事自体が特殊な工法および技術を要する工事なのか。 ○この 3 社の中に、ミニレールを設置した会社は含まれているのか。 ○保守点検は落札業者がしているのか。 ○辞退業者で、辞退理由がないのは、なぜか。 ○ミニレールトロリーとは、どのようなものか。 ○電車みたいなアトラクションは、全国の遊園地にありそうだが、対応している会社がこの 3 社だけか。 ○桐生市の工事は、業者が市に届け出をしてくるということか。 ○遊園地には他にも遊具があるが、今回の辞退 2 業者も、遊具を設置しているのか。 ○予定価格を定めるときは、参考見積もりを取ったのか。	●桐生市認定の入札参加資格を有する業者のうち、遊園地のアトラクションの工事に対応している業者が 3 社しかなかった。 ●ミニレールを設置した業者は、元々別の業者だったが、その業者が事業廃止するにあたって、その社員やその技術を継承した会社があり、その継承した会社が今回の落札業者である。 ●はい。 ●辞退は、電子で辞退届を出した時点で正式な辞退となっており、辞退理由は参考程度のもので、連絡がなかったので、把握ができていない。 ●ミニレールとは、電車を模したアトラクションで、小さなお子さんや、家族で電車に乗った気分一周できるアトラクションであり、トロリーとは、その電車に、電気を送る架線といった装置になる。 ●桐生市に入札参加の届け出を出している中で、この 3 社しか対応できる業者がいなかったということ。 ●入札参加者の資格を届け出るといえるのか、参加申し込みの手続きがされてないと入札に参加できない。 ●両者とも設置している。 ●はい。ただ、あくまで参考なので、材料だとか、施工手間とかそういったものは市で積算している。
--	---

○参考見積もりは、どこから取ったのか。 ○見積もりを取られる側からすると、自分が参加するのであれば、当然高い価格で見積もり出した方が得だからそういう懸念があるが、高値を出されないような手段はあるのか。 ○（委員長）説明どおりでよろしいか。 ○（委員長代理・委員）了承 4. 条件付き一般競争入札 桐生市立新里中学校各所改修工事 建築一式〈担当：建築住宅課〉 〈工事概要〉 【市単・起債・その他】屋上防水改修工事一式、グラウンド整備改修工事一式 ○予定価格のうち屋上防水改修工事一式とグラウンド整備改修工事一式の内訳金額はどうなっているのか。 ○前回のこの入札監視委員会で、この新里中学校に隣接する新里社会体育館で同じような屋根の工事があり、請負業者がこの業者で、社会体育館の方も、この業者が 98.5%で他の業者は 99%台、今回の新里中学校では、この業者が 97.42%で、他のところは 98%台だったので、この 2 案件について、この請負業者のこの金額が他の業者と比べると安いと思うが、この業者については、屋根改修とかに強みがある印象はあるか。 ○具体的にグラウンド整備というのはどんな工事だったのか。	●この 3 社のうちの 1 社から。 ●業者の見積もりをそのまま採用していることではなく、材料費だとか、施工は、公の単価を市の方で積算している。 ●設計金額とすると、税抜きの金額で 1 億 880 万円のうち、屋上防水が約 3,095 万円、グラウンドの整備が約 5,410 万円で、他は直接仮設工事だとか発生材の積み込み運搬処分、あとは共通費、諸経費の部分になるが、そういった部分で内訳となっている。 ●特に屋根に強いとか防水に強いという業者ではない。どこの業者も総合建設業なので、どんな工事でも対応できるだけの能力を持っている。金額の高止まりということについては、97 から 8 ということだが、国の基準だとか県の基準、また、刊行物だとか業者の見積もり等を精査した上で、公共工事としての予定価格を算出しているので、適正な価格だと考えている。 ●新里中学校がかなり風の強い地域であり、周辺に砂を飛散してしまうので、比重が大きいスポーツに対応できるようなカラーダストに土を入れ替えた。
---	---

○全面的に入れ替えたのか。 ○この工期が学期中だが、学校の授業に支障はなかったのか。 ○屋上の防水は、どんなことをやるのか。 ○グラウンドの整備というのは先ほどの土の入れ替えというようなことか。 ○今回の屋上防水やグラウンド整備は基本的に一般的な施工技術がある会社であればどこでもできる内容なのか。 ○管内でそれを下請けで請け負うような専門業者は何社くらいか。 ○入札に参加している業者が複数いても、最終的な下請けが1者か2者に絞られるとすると、結局そこに見積もりを出すから、似たような数字になるというのはあるのか。 ○下請け業者が1者しかないときに、市の方で一応把握はできるものか。 ○下請け自体が何か幅が広がるような形でやらないと競争にならないような気がしていて、ただそれをどうやるのかと言われるとなかなか難しいが、そういう問題意識はあるか。	●はい。 ●授業や部活には影響が出ないような形で一度に全部やるのではなくて、半分ずつに分けて行った。 ●既設の防水が老朽化で剥がれてきたり、少し漏水もあったので、その元の防水材を撤去した上で、今回、塩ビのシート防水で、防水をやり直した。 ●5,400万円うち、3,000万円ぐらいがカラーダストに入れ替える工事で、他には、ピッチャーマウンドだとかホームベースだとか野球関連の資材の改修もあった。 ●はい。あとはグラウンド整備は、スポーツ施設の専門業者が下請け業者にいるので、下請けをさせるという形になるかと思う。 ●桐生市内にはスポーツの専門の会社は1者あり、あとは太田に1者、前橋に何者かあると思う。 ●一概に同じになるかは、我々の方では判断がつかねる。下請けと、どのような関係性なのかは我々としてもわからない。 ●それは県内の業者を使うか、県外の業者を使うかによっても違うし、その会社の規模にもよるので、一概に下請けまでの把握はできかねる。 ●下請けの数自体を我々でコントロールはできないので、あとは会社の規模によって関東圏内まで安いところを探せる企業力があるのかどうか、その辺は企業によっても差が生じてくると思うが、下請けまでの数、見積もりの数というのは、我々としては把握しかねる。
--	---

○一般的にいうと、どこの企業でも使えるような工法だとすると、普通、価格競争が起きるのが通常だと思うが、結果的に落札率だけ見るとあまりそういうことになってないが、その点で何か、感じるころはあるか。 ○（委員長）説明どおりでよろしいか。 ○（委員長代理・委員）了承 5. 指名競争入札 黒保根運動公園駐車場及び管理道路舗装工事 舗装〈担当：黒保根支所地域振興整備課〉 〈工事概要〉 車道舗装工A=3951.4㎡ 歩道舗装工A=85.0㎡ 薄層カラー舗装工A=916.8㎡ 不陸整正工A=3281.5㎡ アスカーブL=78.9m 区画線工N=1式 防護柵工L=32.5m 植樹柵ブロックL=24.8m ○指名業者が12社と結構多い業者を指名している理由は何か。 ○黒保根や新里の業者を選ぶことが多いのか。 ○工事概要で車道舗装だとか、歩道舗装だとかいろいろあり、それぞれ面積があるが、面積単価は、大体決まっているのか。 ○その単価は、各業者が共通して持っている数字なのか。	●我々としては、所定の基準に基づいて積算をしていて、適正な価格だと判断している。事前公表で、ある程度の目星はついていて、実際の市場価格との乖離がないと思うが、はっきりとはわからない。 ●今回は、桐生市認定の令和7年度、業者ランクが舗装A等級に該当する市内業者全て12者を指名した。通常ならば設計価格が1,000万円以上の工事のため条件付き一般競争入札とすべき案件だが、事業の繰り越しが認められない補助事業で年度内に工事を完成する必要がある、発注から契約着工までの期間を短縮するため指名競争入札とした。 ●今回、期間がないという状況だったので、とにかくA等級の中からできる業者ということで、お願いした。 ●舗装と歩道の工事は、工事が全く変わるので、単価とすると、金額が違う。 ●市としては、あくまでも県の単価をもとにやっている。
--	--

○業者の方もそれを参考にしながら見積もりを出してきているのか。 ○期間が限られていた理由は何か。 ○成果品が上がってきたのが遅れたのは、なぜか。 ○ある程度時間がかかるということが見込まれているのであれば、前倒しで進めることはできなかったのか。 ○設計の部分に時間がかかったということか。 ○一般的に標準的な期間であって、それをさらに短縮するというのは、そもそも難しいということか。 ○交付決定は、いつぐらいだったのか。 ○（委員長）説明どおりでよろしいか。 ○（委員長代理・委員）了承	●それぞれの業者が持っている情報の中で、積算している。 ●この工事は、同じ令和7年度中にこの黒保根運動公園全体の改修等設計業務委託を出し、その成果品をもとに、こちらでまた設計している。その成果品を待っていたので、後半になってしまった。 ●遅れたというよりも、補助事業であるので、そもそもスタートが交付決定をもらってからでないとスタートができない。そうした場合、年度途中から、まず設計業務の委託部分を先に出す。その成果品が上がってきたものをもとに最終的に設計を組んで、今回の工事の入札にかけたので、どうしても遅い時期になってしまった。 ●できなかった。結局そのもとになる数量が上がってこないと設計が組めないので、どうしてもできなかった。 ●測量をしてこれだけのボリュームの数量になると数字が上がってきてから、それに対して設計金額を入れるので、どうしても測量をしたり、全体の図面を書いたり、業者に委託した部分が期間的に必要だった。 ●全体の流れの中で交付決定からスタートしているので、4月から始めるということもできず、どうしても少しずつ遅くなってしまったというのが実際である。 ●5月後半ぐらい。
--	---

6. 指名競争入札 流域関連 下水道管渠築造工事 (R7川内4号) 土木一式〈担当課：下水道課〉 〈工事概要〉 (国補・起債・市単) φ200mm管布設工 L=74.30m、マンホール設置工 5か所、汚水桝設置工 3か所、付帯工1式 ○指名競争入札の公告日から締め切りまでどのくらいの期間を設けているのか、また、条件付き一般競争入札はどのくらいの期間を設けているのか。 ○この案件は一般条件付きの競争入札にした方がよかったのではないか。 ○辞退者が多いのは、不調になったからか。 ○変更理由(二次)で、人力施工が機械施工になると、履行期間はその前に延長しているが、履行期限が短くなるという変更はないのか。 ○変更理由(一次)で履行期間の延長の必要が生じた理由は何か。 ○契約の時点で期間が短くなってしまったことを織り込んだ契約期間で発注しなかったのか。	●指名競争入札の場合、木曜日に指名通知を業者に通知してから次の次の週の水曜日が開札日になるため13日、条件付き一般競争入札の場合は、木曜日に公告を出すとして業者が参加申請をする締切日は、次の金曜日になる。開札する日は、指名競争入札と比べて1週多い20日間設けている。 ●この工事は、この前段で一般競争入札、A等級の発注をしているが、実際の現場状況だとか、技術者不在で不調になってしまった。それで内容を少し見直して、改めて今度は指名でA等級とB等級、それぞれ旧市内業者を20者選定して、指名競争入札で改めて発注をした。 ●影響があるかもしれない。 ●元々の発注を見直したときに、標準工期が取れてないというところがあったので、そういった観点で、この履行期限が、いっぱいということになる。 ●最初の発注のときは、正規の工期が取れていたが不調になって発注を見直したため、年度内で正規の工期が取れなくなってしまったので、繰越の手続き後に工期を延期して正規の工期をとったことによる。 ●年度をまたぐ繰り越し工事になると、一度は年度内で契約をしなければならない。繰越の手続きをしたときに翌年度またぎの契約変更をした。
---	---

○（委員長）説明どおりでよろしいか。 ○（委員長代理・委員）了承 7. 条件付き一般競争入札 導配水管改良工事 管〈担当：工務課〉 〈工事概要〉 （国補 市単） D I P（G X形）Φ150 導水管改良 L＝256m D I P（G X形）Φ100 配水管改良 L＝267m H P P Φ50 配水小管改良 L＝7m 給水切替 2 か所 舗装復旧 439 m² 既設管埋殺撤去D I P Φ150 L＝1215m ○今回の入札では、ほぼ予定価格の入札業者が2社あって最低制限価格ギリギリともいえる金額で決まっているが、この開きはどのように考えているか。 ○2月ギリギリの契約となるとこれも年度内に一度契約をして、契約変更をかけるというような予定になっていたのか。 ○変更後の舗装版切断の汚泥処理や漏水検知の量水器は、予め分からなかったのか。 ○変更前と変更後で設計額及び請負額が20%ぐらいいアップしているが、この20%の内訳はどうなっているのか。	●実際に落札した業者に関しては、本受注時期が2月末からということで他の工事が終わり、手が空く人もいて、そういう時期だったので比較的頑張って落札したいという希望の表れだったと思う。 ●この工事は発注の段階でそういう予定で発注していた。ただ、予算措置に議会承認もあるので、一度3月31日までで契約をし、その後に契約変更の手続きをとっている。 ●舗装版に関しては、土木工事一般的に、当初の設計で処理するという方式が今の段階では群馬県内にとれてないので、必ず設計変更で対応することになっている。量水器も当初の設計で反映できなかったもので、対応した。 ●汚泥に関しては、元々、想定に入っていないので、それを今回入れた。量水器に関しては、50ミリの大きな管だったので、相応の金額になると思う。割合的に何%という数字はないけれども、ほぼ給水のメーター切り替えの関係の費用が概ね占める割合が大きいと思う。
--	--

○20%のアップというのは、ほぼこの2点に集約されているのか。 ○一定の時期に工事が集中してしまうと、結果的に落札率というのは、高くなってしまうのであれば、工事の発注時期を、工夫の一つとして考えることはあるのか。 ○結局、平準化というと、その予算措置が障害になってしまって、うまくできないのか。 ○（委員長）説明どおりでよろしいか。 ○（委員長代理・委員）了承	●はい。 ●全国的には、発注時期の平準化ということで、そういう対応をしている自治体はある。本市の場合、議会承認が必要な翌年度の予算措置までを対象としなければならないため、採用は難しいと判断している。 ●はい。やはり年度を超える予算措置となると議会承認であるとか、いろいろな手続きが必要になってくる。
---	--